

緊急事態宣言の解除に伴う皆さまへのお願い

- 4月7日の宣言以降、感染拡大の防止を図りつつ、医療提供体制を確保するため、外出自粛や休業要請等、様々なお願いをしてきました。この間、ご不便をおかけしましたが、多くの県民、事業者の皆様にご理解、ご協力いただき、皆様の思いと行動がこの結果につながりました。
そして、最前線で奮闘いただいている医療従事者の皆様をはじめ、様々な現場で社会を支えていただいている皆様に、改めて、敬意を表し、感謝申し上げます。
- 宣言は解除されましたが、これで終わりではありません。新型コロナと向き合いながら、社会経済活動のレベルをあげていく、元の生活に戻っていくための新しいスタートであります。
- 第2波が襲った北海道や他国の例もあります。県民一人一人の意識と行動が、今まで以上に問われます。気をしっかり引き締めて、自分、家族、周りの方と社会を守る行動をとっていく必要があります。
- このため、これまでの外出自粛や休業要請等については、5月15日から緩和していきますが、県民、事業者の皆様に対し、改めて、次の取組みをお願いします。

(1) 外出の自粛

- 「人との接触を8割減らす」ことを意識し、不要不急の外出を控える。
とりわけ、これまでクラスターが発生している施設、「三つの密」のある場所への外出を避けること
- 緊急事態措置の対象都道府県をはじめ、県を越えての不要不急の帰省や旅行などの移動は、避けること

(2) 新しい生活様式の実践

感染防止の3つの基本である(1)「身体的距離の確保」、(2)「マスクの着用」、(3)「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を図ること

※「新しい生活様式」とは、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保、「外出は少人数ですいた時間に」、「食事は対面ではなく横並びで」など、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式



「新しい生活様式」を実践しましょう

- ◇ 手洗い・消毒 ◇ マスク着用 ◇ 咳エチケット
- ◇ 三つの密を避けて過ごす ◇ 人と人との距離の確保

【食 事】

- ・ 対面ではなく横並びで
- ・ 持ち帰り、デリバリーも
- ・ 宴会は大皿、返杯を避ける

【買い物】

- ・ 少人数ですいた時間に
- ・ 電子決済の利用
- ・ レジでは前後にスペース

【仕事・通勤】

- ・ テレワーク、時差出勤
- ・ オンライン会議
- ・ 徒歩や自転車通勤

【娯楽・スポーツ】

- ・ 公園はすいた時間、場所で
- ・ ジョギングは少人数で
- ・ 筋トレは自宅で動画を活用

(3) 催物（イベント等）の開催

催物（イベント）の開催にあたっては、適切な感染防止対策を講ずること。

全国的かつ大規模な催物等の開催において、リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの慎重な対応を行うこと

※ 適切な感染防止対策

入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等の実施

(4) 施設の休業等

(1) 国内においてクラスターが発生した施設については、5月15日～31日の間、休業について協力を要請

※ 国内においてクラスターが発生した施設

キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室

(2) 上記以外の飲食店をはじめとする施設については、開業する場合には、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、施設類型ごとに示す適切な感染防止対策を確実に講ずること

※ 飲食店における営業時間等の短縮要請について解除

※ 博物館、美術館、図書館についても休業要請を解除

※ 県立学校については、準備が整った学校から、5月18日以降分散登校を開始し、5月25日以降順次全面開校

(5) 職場への出勤等

在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること

(6) 医療機関等への相談

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合や妊婦の方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談のこと）

○発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること

【感染再拡大時の対応】

今回、「緊急事態宣言」が解除されましたが、今後も、感染者が発生していくことが見込まれます。そこで大切となるのは、患者の症状にあわせた適切な医療を提供できる体制を維持していくことです。

このため、感染の状況などを的確にモニタリングするとともに、再び、感染の拡大局面を迎えた際に、入院治療が必要な患者とりわけ重症患者に速やかに対応できるよう、次のとおり医療関係者間で共有できる客観的な指標を設定することとしました。

この指標をもとに総合的に判断した結果、医療提供体制がひっ迫する恐れがあると認められる場合には、医療機関に対し、病床の準備等の医療提供体制の整備を要請します。併せて、感染の拡大防止を図るため、県民に対する外出自粛や事業者に対する休業の要請等の措置について検討します。

【医療提供体制確保の準備に入るための指標】

以下①～④の指標をもとに、総合的に判断

- ① 1日当たりの感染者数が3日連続8人（3日移動平均）以上で増加傾向にあること
- ② 直近3日間の感染経路不明者の割合が、いずれも50%以上であること
- ③ 病床稼働率50%以上であること
- ④ 重症病床稼働率50%以上であること

コロナとの戦いは、長期戦を覚悟しなければなりません。この戦いに打ち勝つか否かは、県民、事業者の皆様の意識と行動にかかっています。

一人一人の行動次第では、これまでの努力が水泡に帰し、後戻りしてしまうことになります。県民の皆様には、ここまでお願いしたことによりしっかり取り組んでいただくよう、ご理解と御協力をお願いします。